

基本目標Ⅲ 資源循環

資源循環を取り巻く動向

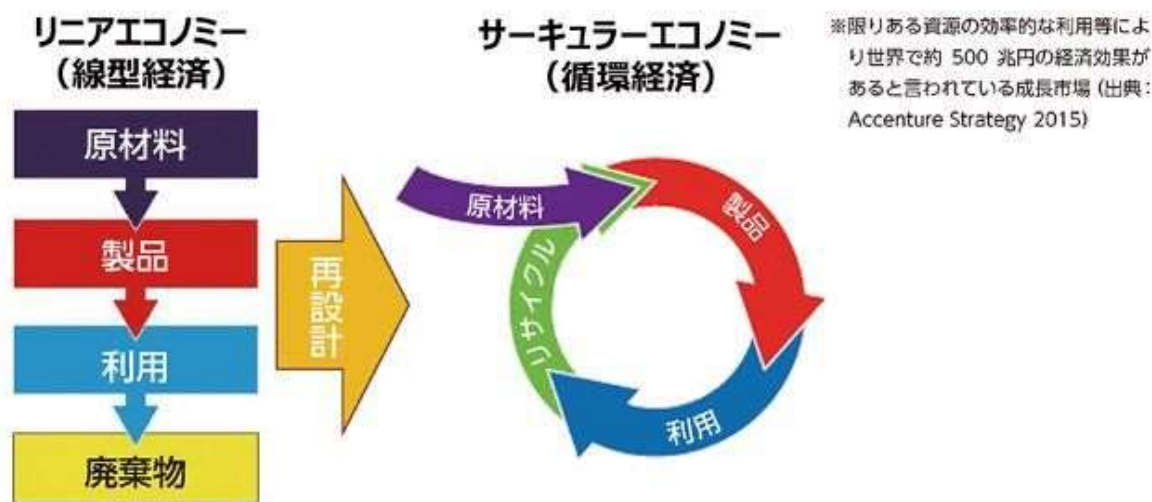
1) 国際的な動向

① 循環経済(サーキュラーエコノミー)に向けて

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

② サーキュラーエコノミーとは

従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。また、サーキュラーエコノミーへの移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。



資料: オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 - Government-wide Program for a Circular Economy」(2016) より略図作成

③ サーキュラーエコノミーに関する取組

サーキュラーエコノミーへの移行に関する取組みは、カーボンニュートラル・脱炭素の観点から特に欧州において先行的に進められています。

< EU における取組の例 >

- ・2019 年の EU 指令で、フォークやスプーン、ストロー等の使い捨てプラスチック製品の販売を禁止
- ・2020 年 3 月に EU は「サーキュラーエコノミーアクションプラン(行動計画)」を策定。循環経済に関する各種規制の見直し、統合が進行中です。
- ・行動計画の一環として、2023 年 7 月の「自動車設計・使用済自動車管理での持続可能性要件に関する規則(ELV 規則)案」では、2030 年を目途に新車生産に使うプラスチックの内 25%以上を再生プラスチックとすることを義務化しました。

2)国の動向

①第五次循環型社会形成推進基本計画の策定

国は循環型社会形成推進基本法に基づく「第五次循環型社会形成推進基本計画」について審議、大筋の内容が固まっています。

「循環経済への移行により、温室効果ガスの排出削減を通じたカーボンニュートラルの実現や廃棄物の削減・汚染の防止、自然資本への負荷軽減等を通じたネイチャーポジティブの実現に貢献するとともに、循環型社会の形成を進め、持続可能な社会の実現に繋げる」としています。

<指針の柱(案)>

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 地方創生を実現する多種多様な地域の循環システム
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

<具体的な取組例>

- ・製品の適切な長期利用を促進し、動静脈連携によりライフサイクル全体での 徹底的な資源循環を実施し、資源・製品の価値を最大化
- ・天然資源の投入量・消費量の最小化を行い、資源採取時等における自然環境への影響を低減し、廃棄物の発生を抑制
- ・国内外の重要鉱物等を含む金属資源循環を環境上適正で高度なリサイクル等 を通じて強化
- ・地域の循環システムづくり

②「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行

2021 年6月に成立。プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んでいます。

事業者、自治体、消費者が相互に連携しながら、「プラスチック使用製品設計指針と認定制度」や「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「製造・販売事業者等による自主回収・再資源化」、「排出事業者による排出の抑制・再資源化等」、「市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化」等に取り組むことが求められます。プラスチック製廃棄物の分別収集と再商品化が自治体の努力義務とされました。



豊島区においても令和5年度よりプラスチックの資源回収を開始しました

③サーキュラーエコノミーに関する動き

・ペットボトルの水平リサイクル(ボトル to ボトル)、紙おむつリサイクルなど、高度な技術や事業形態が求められるリサイクル事業を一層進めるため、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が今国会で成立(2024年5月29日公布)。

・2024年6月27日に開催された産業構造審議会資源循環経済小委員会(国の諮問機関)にて、経済産業省より、大量のプラスチックを使用する製造業(自動車や容器メーカーなど)に対し、プラスチック再生材の一定量の使用を義務づける法改正(「資源有効利用促進法」の改正)の方針が示され、了承される。

3)東京都の動向

①東京都資源循環・廃棄物処理計画の改定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく法定計画であり、『未来の東京』戦略(2021年3月策定)及び東京都環境基本計画(2016年3月策定)に基づく個別分野の計画であり、2021年度から2025年度までの5年間(2050年を見据えた2030年のビジョンを提示)を期間としています。

<主な施策>

1. 資源ロスの更なる削減
2. 廃棄物の循環利用の更なる促進
3. 廃棄物処理システムの強化
4. 健全で信頼される静脈ビジネスの発展
5. 社会的な課題への的確な対応

<施策の例>

- ・プラスチック削減プログラム及び食品ロス削減推進計画に基づき、消費者やメーカー等と連携した施策の推進
- ・家庭ごみの有料化、事業系ごみの受入料金適正化なども含めた廃棄物の発生抑制策の検討
- ・分別収集拡大による家庭系プラスチックごみのリサイクル促進
- ・事業者自らの取組促進及び区市町村と連携した指導により事業系廃棄物の3R推進
- ・環境配慮製品の普及拡大や海ごみ対策の推進などによる資源ライフサイクルでの環境負荷削減
- ・事業系廃棄物の連携収集により収集運搬を効率化するなど、社会構造の変化に柔軟に対応できる処理体制を構築
- ・区市町村が運営する廃棄物処理施設等の広域化・集約化による社会コストの削減
- ・処理が難しい廃棄物の処理困難性の評価を含めた処理の制度的な枠組みを検討
- ・PCB対策及び不法投棄対策の確実な推進
- ・サーキュラーエコノミーに向けた枠組みを検討するなど環境対策と経済を両立
- ・感染症対策の徹底等による事業継続性の確保、システムとしてのレジリエンス強化
- ・首都直下地震等に備え、東京都災害廃棄物処理計画を充実強化
- ・広域連携によるリサイクルや不法投棄撲滅に向けた取組の推進

②東京都災害廃棄物処理計画の改定

2017年6月に策定して以来、大型台風による被害が発生していることや、2022年5月に、首都直下地震等による被害想定の見直しが行われたことから、2023年9月14日に東京都廃棄物審議会より「東京都災害廃棄物処理計画の改定について」の答申を受け、改定が行われました。被害想定の見直しに伴い、災害廃棄物の排出量が減少しました。



豊島区においても、地域防災計画を2024年度に改定予定です。地域防災計画の改定内容との整合性を図るとともに、被害想定の見直しを災害廃棄物発生量推計に反映するなど、豊島区災害廃棄物処理基本計画の一部を見直します。

現状と課題

モノの資源採掘から始まる生産、販売、消費、廃棄まで多くの資源・エネルギーが使われており、限りある資源を有効に活用することがエネルギー消費を減らし、資源の節約につながります。排出されるごみの中には再利用可能な資源が相当程度含まれており、ごみの埋め立て処分場を長く使用するためにも3Rを進めていく必要があります。

リチウムイオン電池や資源の可燃ごみへの混入、粗大ごみ不法投棄、事業系ごみの不適正排出など、ルールが守られないごみ処理が年間約4万件となっています。また、異物混入による清掃工場や清掃車、処分場での火災等の事故が増えています。資源循環を進め安定的な廃棄物処理を行うためにも、区民・事業者がルールを順守するための取組が不可欠です。

目指す姿

- ・持続可能な循環型社会を実現するために、区民・事業者が生産・消費・廃棄において、リデュース・リユースの優先的実践と質の高いリサイクルを推進している。
- ・区民一人ひとりが責任をもって行動し、ごみを適正に分別し排出している。

目標達成に向けた施策

施策の方向

施策

Ⅲ-1 リデュース・リユースを推進する

Ⅲ-1 ①リデュース・リユースによるごみの排出削減
②区民・事業者への啓発・情報発信
③食品ロス削減

Ⅲ-2 質の高いリサイクルを実現する

Ⅲ-2 ①更なる資源化の促進
②事業系ごみのリサイクル促進
③区民・民間事業者との連携・協働

Ⅲ-3 安定的で適正なごみ処理を推進する

Ⅲ-3 ①適正分別・適正排出の徹底
②処理困難物の適正排出
③災害廃棄物対策

(参考)

● 国の循環型社会形成推進基本計画の柱と都の資源循環・廃棄物処理計画の柱との対応状況

区の施策	循環型社会形成推進基本計画	資源循環・廃棄物処理計画
Ⅲ―1①	1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	1. 資源ロスの更なる削減
②	1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	3. 廃棄物処理システムの強化
③	1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	1. 資源ロスの更なる削減
Ⅲ―2①	2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	2. 廃棄物の循環利用の更なる促進
②	2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	3. 廃棄物処理システムの強化
③	2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	4. 健全で信頼される静脈ビジネスの発展
Ⅲ―3①	4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行	5. 社会的な課題への的確な対応
②	4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行	5. 社会的な課題への的確な対応
③		東京都災害廃棄物処理計画の改定

取組指標と成果指標

【取組指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030 年度)
・ リユース食器を使用するイベント回数(回/年)	8	50
・ ごみ減量に関する出前講座の実施回数(回/年)	11	40
・ 食品ロス削減推進に関する情報発信回数(回/年)	36	30
・ 町会・清掃担当者との意見交換会、リサイクル・清掃関係施設見学会の開催回数(回/年)	2	2
・ 区民一人1日あたりのプラスチック回収量	-	24.1
・ ごみ分別アプリの登録者数	4,103	10,000

【成果指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030 年度)
・ 一人一日あたり区収集ごみ量(g/人日)	472	470
・ 資源化率(%)	23.6	22.9
・ 事業系ごみ(持込ごみ)の排出量(t)	34,804	28,384
・ マイボトル用給水機利用によるペットボトル削減量 (本/500ml・累計)	50,550	900,000

施策

Ⅲ-1 リデュース・リユースを推進する

作成中

Ⅲ-2 質の高いリサイクルを実現する

作成中

Ⅲ-3 安定的で適正なごみ処理を推進する

作成中

区民の役割

作成中

事業者の役割

作成中

基本目標Ⅳ 快適環境

✚ 公害対策・環境美化を取り巻く動向

(1) 公害対策

アスベスト等を含む建築物の解体工事件数は年々増加しており、2028 年頃にピークを迎えるとされており、工事における騒音振動対策やアスベスト対策の必要性が増しています。

2021 年 4 月に改正大気汚染防止法が施行され、建築物の解体・改修工事におけるアスベストの飛散を防止するため、規制が強化されました。

<改正大気汚染防止法によるアスベスト規制強化の概要(2021年 4 月施行)>

●規制対象建材の拡大

- ・成形板等の非飛散性アスベストが法の規制対象に追加
- ・アスベスト含有仕上げ塗材の除去作業基準が追加

●罰則の強化

- ・適切な除去を行わなかった場合の直接罰の追加
- ・下請負人にも作業基準の遵守義務が適用

●事前調査の信頼性の確保

- ・解体・改修工事における事前調査結果報告の義務付け(2022 年 4 月施行)
- ・必要な知識を有するものによる事前調査実施の義務付け(2023 年 10 月施行)

<石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、
耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



また、幅広い用途で使用されている PFAS(有機フッ素化合物)については、自然環境中では分解されにくく、高い蓄積性を有することなどが確認されています。

国内では「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」で製造・輸入等を原則禁止していますが、一部の地域では地下水などで国の定めた暫定目標値を超える値が確認されており、国は令和 5 年に「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」を開催し、管理の在り方や暫定目標値を超えている地域等における対応、リスクコミュニケーション、存在状況に関する調査の強化等、PFAS に関する今後の対応の方向性を示しました。

東京都では、水道水の水質管理の徹底や都内全域の地下水調査を進めており、令和 5 年 5 月には相談窓口を開設しています。

(2) 環境美化

2020年4月、「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行となり、屋内は原則禁煙となりました。事業所や飲食店など屋内での喫煙が制限されたことにより、道路や公園など屋外の公共の場所や、駐車場などの私有地での喫煙が増加し、対策が求められて

います。

また、2023年の新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、一時は激減していた外国人観光客数は急激に回復しており、観光客によるごみのポイ捨てなどが問題となっています。

現状と課題

大気環境に関しては、都内の光化学オキシダント濃度は環境基準を達成しておらず、光化学スモッグが発生しています。また、建築物の解体工事件数は増加傾向にあり、騒音振動やアスベスト飛散などの環境リスクが発生しやすい状況です。

光化学スモッグの発生を抑えるためには、原因物質である VOC（揮発性有機化合物）を抑える取り組みや、工事現場の法令遵守・適正施工の徹底が必要です。

環境美化に関して、路上喫煙やポイ捨てに関するルールの普及啓発を進めていますが、苦情が多く寄せられています。また、地域の美化活動においても継続的な活動や地域間での十分な連携に至っていません。

受動喫煙対策も踏まえ、喫煙者等のモラルやマナーの向上に向けたさらなる取組が求められています。また、多様な主体による環境美化活動を進めていくことが必要です。

目指す姿

区民一人ひとりの環境美化意識が高まり、路上喫煙やポイ捨てが減少し、大気環境がきれいに保たれ、豊島区に暮らす人、働く人、訪れる人が、安全で快適に過ごすことができる。

目標達成に向けた施策

施策の方向	施策
IV-1 健康・快適な環境を保全する	IV-1 ①公害対策 ②化学物質の適正管理
IV-2 美しいまちづくりを推進する	IV-2 ①路上喫煙・ポイ捨て防止対策 ②清掃・美化活動の推進 ③カラスやハクビシンによる被害対策

取組指標と成果指標

【取組指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030 年度)
・ VOC(揮発性有機化合物)排出事業場立入指導(件/年)	5	5
・ 解体工事現場への立入検査によるアスベスト適正施行確認(件/年)	548	550
・ ごみゼロウィークの開催回数(回/年)	7	8
・ 路上喫煙・ポイ捨て防止パトロールの時間数(時間/年)	10,321	10,000
・ 路上喫煙・ポイ捨て禁止啓発路上シールの貼付数(枚/年)	171	200

【成果指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030 年度)
・ 路上喫煙率(%)	0.03	0.03
・ ごみゼロデー参加人数(人/年)	11,177	12,000
・ 「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」について、肯定的な回答をする区民の割合(%)	35.8	35.0
・ VOC(揮発性有機化合物)排出量	6,864	6,000

施策

IV-1 健康・快適な環境を保全する

作成中

IV-2 美しいまちづくりを推進する

作成中

区民の役割

作成中

事業者の役割

作成中

共通目標 ①区の率先行動 ②教育・連携

目標達成に向けた施策

施策の方向	施策
共-1 区における環境配慮行動を促進する	共-1 ①職員の意識・行動改革 ②区有施設等のCO ₂ 削減 ③環境配慮型事業活動の推進
共-2 環境教育を促進する	共-2 ①環境教育・環境学習の推進 ②環境情報の効果的な発信
共-3 環境人材を育成し、活動の場を広げる	共-3 ①環境活動を率いる人材育成 ②環境活動の拡大
共-4 連携・協働の仕組みをつくる	共-4 ①協働による環境活動の推進 ②事業者・行政の連携強化 ③行政間連携による環境配慮

取組指標と成果指標

【取組指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030 年度)
・ 区有施設の太陽光発電設置済数【合算】	27	28
・ LED 化された街路灯(基数)(累計)	7,176	13,334
・ 再生可能エネルギー電力量の導入率(電力使用量)	29.4%	60%
・ 多様な人に向けた環境に関する啓発講座等の参加者数(人/年)【合算】	938	1,030
・ 環境教育支援プログラムの参加校(校)	34	35
・ 環境リーダーの数(累計)【合算】	348	382
・ 家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰数(表彰数/年)【合算】	36	40
・ 事業者等の自主的な環境美化活動(としまクリーンサポーター登録団体数)(件)	170	180
・ 環境に関する連携・協定数		

・ 自治体間連携カーボン・オフセット事業による森林整備面積(ha)	4.67	7.93
-----------------------------------	------	------

【成果指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030 年度)
・ 豊島区役所の CO ₂ 排出量(t-CO ₂) ※出先機関含む	11,253	8,418
・ みんなで(地域や事業者等と連携して)環境保全に取り組んでいる、または取り組みたいと考える区民の割合(%)	39.7	66.8
・ 自治体間連携カーボン・オフセット事業による CO ₂ 吸収量【合算 t-CO ₂ /年】	51.5	88.4

共一1 区における環境配慮行動を促進する

区は、区民・事業者の取組みを牽引する立場として、区の事業から発生する温室効果ガスの排出削減に率先して取り組む必要があります。区は区民、事業者・団体等の模範となり、取組を牽引する立場として、ゼロカーボンシティの実現に向け、区の事業から発生する温室効果ガスの排出削減を率先して実行していきます。

<施策>

作成中

共一2 環境教育を促進する

環境を保全し、持続可能なまちを実現していくためには、環境配慮に関する一人ひとりの心がけと実践が必要です。その基礎となる環境学習・環境教育の促進を図るための取組や仕組みの充実を進め、環境に関する情報の効果的な発信を行うことで、環境に関する理解や学び、体験を促進します。また、環境情報の効果的な発信を行います。

(1) 豊島区環境教育等行動計画としての位置づけ

本節は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(環境教育等促進法)第8条に基づき、「豊島区環境教育等行動計画」として策定するものです。

(2) 策定の背景・意義

持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development:ESD)の重要性は世界的に認識されており、持続可能な開発に向けた進展を加速するためには、教育及び学習の全てのレベルと分野で行動を起こし拡大していくことが重要となっています。

令和6年5月には環境教育推進法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が変更され、

- ① 環境教育の目的として、気候変動等の危機に対応するため、個人の意識や行動変容と組織や社会経済システムの変革を連動的に支援すること。
- ② 環境教育において特に重視すべき方法として、これまで重視してきた体験活動に加えて、多様な主体同士の対話と協働を通じた学びやICTを活用した学びの実践を、学校、地域、企業等の様々な場で推進すること。
- ③ 学校内外での対話と協働による学びの推進に向けた、学校と地域・団体・企業等をつなぐ中間支援機能の充実による、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立を図ること。
- ④ これらを推進する具体的な方策の一つとして、中間支援組織の強化等を掲げ、その足掛かりとして ESD 活動支援センターや地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)及び地方環境パートナーシップオフィス(EPO)等の既存の中間支援組織の活用を図ること。

が掲げられました。

また、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム実施計画(以下『第2期 ESD 国内実施計画』という)」が 2021 年に策定され、ESD がSDGs達成への貢献に資するという考え方が初めて明確化されました。第2期 ESD 国内実施計画では、ESD 実現のため多様なステークホルダーを巻き込む方策や、「ESD for 2030」に示された次の5つの優先分野ごとに国内の各ステークホルダーが実施する取組みが記載されています。

- 1) 政策の推進
- 2) 学習環境の変革
- 3) 教育者の能力構築
- 4) ユースのエンパワーメントと参加の奨励
- 5) 地域レベルでの活動の推進

こうした背景をふまえ、区においても持続可能な社会の担い手を育む教育の促進が求められます。そのためには、一人ひとりが問題の本質や解決に向けた取組みの方法を考え、解決する能力を身に付け、具体的な行動を起こしていくために必要な教育・学習・体験の場や機会をさらに充実させ、環境教育の取組みを促進・強化していくことが必要です。

(3) 本行動計画の基本的事項

本行動計画は、環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることに加え、これらの取組みを効果的に進めるうえで協働での取組みが重要であることに鑑み、豊島区の環境教育に関する施策の方向や具体的な取組みとともに、環境教育の推進に向けて多様な主体が連携・協働を進めるための施策と取組みを示すものです。

計画期間

2025 年度から 2030 年度まで

計画の推進主体

すべての世代の区民・区に集うすべての人及び事業者・区（みんな）

関連計画との連携

本行動計画では、区の教育大綱と位置づける豊島区教育振興基本計画「豊島区教育ビジョン」、及びその他関連計画と相互に連携を図りながら、環境教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、連携・協働の分野の将来像の実現を目指します。

<施策>

(1) 環境教育・環境学習の推進

作成中

(2) 環境情報の効果的な発信

作成中

共一3 環境人材を育成し、活動の輪を広げる

区の環境を将来にわたって良好に維持していくためには、環境教育・環境学習によって区民や事業者の取組意欲の向上を図るだけでなく、区に集う様々な主体と連携し、様々な環境分野における活動を率いることができる人材の活躍が望まれます。

そのため、区の環境活動の推進を担う人材を育成し、活動の幅を広げていくための支援や仕組みづくりに取り組み、区内の環境活動の拡大を促進します。

<施策>

(1) 環境活動を率いる人材育成

作成中

(2) 環境活動の拡大

作成中

共一4 連携・協働の仕組みをつくる

公共空間のみどりなどを適切に維持し、環境に配慮したまちをつくっていくためには、区民・事業者・団体等、様々な主体との連携・協働によって環境活動を行っていくことが必要です。

そのため、区民・事業者・団体等との連携による環境保全活動や環境の維持管理の仕組みづくりを進めます。また、民間事業との効果的な連携や、交流自治体等との連携による環境配慮の取組みを進めます。

<施策>

(1) 協働による環境活動の推進

作成中

(2) 事業者・行政の連携強化

作成中

(3) 行政間連携による環境配慮

作成中

区民の役割

作成中

事業者の役割

作成中